

○駐在所等公衆接遇費の取扱いについて（例規通達）

令和2年3月23日

／佐本会発第70号／佐本地発第60号／

駐在所等公衆接遇費の取扱いについて（例規通達）

駐在所又は警察本部長が指定する宿舍付交番（以下「駐在所等」という。）の公衆接遇費（以下「駐在所等公衆接遇費」という。）の取扱いについては、下記のとおりとし、令和2年4月1日から適用することとしたので、事務に遺漏のないようにされたい。

記

1 支給対象

駐在所等公衆接遇費は、駐在所等を生活の拠点として勤務している警察官のうち、駐在所等報償費の支給を受ける配偶者等がない者に対して支給するものとする。

2 支給額

月額8,000円程度とし、使用実績に応じた額を支給するものとする。ただし、各四半期ごとの支給上限額を24,000円とする。

3 支給方法

使用実績を確認した上で支給するものとし、その事務処理等については警務部会計課長が別に定める。